

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

| 金融事業者の名称 ■取組方針掲載ページのURL ■取組状況掲載ページのURL | | | |
|--|---|--------|--|
| 原 則 | | 実施・不実施 | 取組方針の該当箇所 |
| 原則 2 | 【顧客の最高の利益の追求】 | 実施 | 「1. お客さまにとって最適な金融サービスの提供」の3 |
| | 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求し、顧客に対して誠実かつ公正な業態を行なう。顧客の最高の利益を追求するため、金融商品やサービスは、こうして業界標準が企画化として定めようとする努力がある。 | 実施 | 「1. お客さまにとって最適な金融サービスの提供」の3 |
| 原則 3 | (注) 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求し、顧客の最高の利益を追求することにより、自らの安心した顧客基盤と収益の確実性に向けいくことを目指すべきである。 | 実施 | 「1. お客さまにとって最適な金融サービスの提供」の3 |
| | 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するに当たって、例えば、以下の事項が取り又は業態に及ぼす影響についても考慮すべきである。 | 実施 | 「3. 利益相反の適切な管理」 |
| 原則 4 | 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するに当たって、例えば、以下の事項が取り又は業態に及ぼす影響についても考慮すべきである。 | 実施 | 「3. 利益相反の適切な管理」の2 |
| | (注) 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するに当たって、例えば、以下の事項が取り又は業態に及ぼす影響についても考慮すべきである。 | 実施 | 「3. 利益相反の適切な管理」の2 |
| 原則 5 | 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等のどのようなサービスの内容に関するものかを含め、顧客が理解できるよう簡潔かつ明瞭に示すべきである。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の3 |
| | 顧客自身は、金融商品の顧客の最高の利益、顧客が金融商品の販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 6 | 販売会社が、金融商品の顧客の最高の利益、顧客が金融商品の販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 販売会社が、同グループに属する他の会社から、かねて販売商品の販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 7 | 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、易解能くことのない該当的な情報提供を行うべきである。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 8 | 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、易解能くことのない該当的な情報提供を行うべきである。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 9 | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 10 | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 11 | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 12 | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う場合、販売手数料の支拂を受ける場合、販売手数料の支拂を、分かりやすく示す(例：年間で(支払額)-(支払額)-(支払額)の販売・推奨等を行う場合は年率(支払額)-(支払額)-(支払額)を比較すると可能となるよ。)、その他重要な情報をついて説明すべきある。(注)1-(注)5は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 実施 | 「2. お客さまにとって分かりやすい情報の提供」の1 |
| 原則 13 | 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を実現するための方針を明確に示す。また、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を実現するための方針を明確に示す。また、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を実現するための方針を明確に示す。 | 実施 | 「4. 従業員への研修体制と適切な評価体制構築によるお客様本位の人材づくり」 |
| | (注) 金融事業者は、各原則ごとに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しないに付する方針に於いて、その属性に応じ、金融取引に携わる従業員が顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を実現するための方針を明確に示す。また、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を実現するための方針を明確に示す。 | 実施 | 「4. 従業員への研修体制と適切な評価体制構築によるお客様本位の人材づくり」の1 |

| 【顧会先】 | |
|-------|---|
| 部署 | 當業企划推進部 |
| 連絡先 | 電話番号: 03-6398-6857 お問い合わせフォーム: https://monicle.jp/contact/customer |